

質 問 回 答 書

平成 26 年 1 月 20 日

「アジア地域 ASEAN 地域鉱物資源情報整備状況情報収集・確認調査」

(公示日:平成 26 年 1 月 8 日 公示番号:1)について、業務指示書に対する質問と回答は以下のとおりです

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 別紙 P12 【第 2 業務の目的・内容に関する事項】 5.実施方針及び留意事項 (2)本邦招聘 1)受容 本邦における宿舍手配及び宿泊先への支払	宿舍として、JICA 筑波(筑波国際センター)および JICA 東京(東京国際センター)を利用させていただくことは可能でしょうか。	本件では(独)産業技術総合研究所の宿泊施設(ゲストハウス「さくら館」)を利用することを想定しています。
2	業務指示書 別紙 P12 【第 2 業務の目的・内容に関する事項】 5.実施方針及び留意事項 (2)本邦招聘 1)受容 本邦における宿舍手配及び宿泊先への支払	質問通番号1が「可」の場合、費用の支払はどのような処理となるでしょうか ・JICA 施設利用のため、見積には計上不要。 ・受注者が JICA 支払。このため見積に計上する。(この場合、単位あたりの利用料金をお示しください。) どちらの扱いとなるのでしょうか。	上記施設の利用料金は見積りに計上してください。 利用料金は以下のとおりです。 シングルルーム 1700 円/泊
3	業務指示書 別紙 P12 【第 2 業務の目的・内容に関する事項】 5.実施方針及び留意事項 (2)本邦招聘 1)受容 参加者に対する来日時手当及び滞在費	こちらの費用は受注者が任意に定めてよいのでしょうか。 JICA の支払基準に準ずるとするならば、基準額をご提示いただけませんかでしょうか。	本案件では研修員受入にかかる制度を一部準用します。当機構の法令・規程集(以下の URL のとおり)より「技術研修員手当等支給基準」を検索し、「一般研修員」の基準により必要な経費を積算願います。

	(日当)、諸経費の支給		(独立行政法人国際協力機構法令・規程集) http://legislation-a01.joureikun.jp/joureikun-web/basic/common/JB001/Basic/View.do
4	業務指示書 別紙 P12 【第 2 業務の目的・内容に関する事項】 5.実施方針及び留意事項 (2)本邦招聘 3)招聘プログラムの監理 招聘日程に基づく参加者の引率及びセミナー、視察における通訳等	招聘を予定している対象国地質調査機関員は、英語でのコミュニケーションが可能でしょうか。	英語でのコミュニケーションが可能です。
5	P12の下から6行目～3行目「招聘プログラムの実施に関する直接経費(航空賃、滞在費(日当)…」および、 P4の下から4行目～3行目「見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参考に…」	・ 日本への招聘プログラムに係る見積において、P12では航空運賃、滞在費(日当)など、招聘対象者に係る見積を計上するよう指示されています。その一方で、P4において、「見積作成ガイドライン」を参考にすると、同ガイドライン中のP22の(10)国内研修費の補足説明の中に、「注:研修員及び研修監理員の旅費の計上は不要」と書かれており、一見すると相反するように思えます。P12とP4の記述のどちらに従えばよろしいでしょうか？	本案件は研修員受入にかかる制度を準用しつつも、研修事業とは別の招聘事業としての実施を想定しています。 お問い合わせの見積書作成ガイドラインにおける国内研修費の説明は研修事業を前提にした記載となっているので、本件では招聘対象者に係る所定の費用も見積に計上してください。

以上